（様式５）

最終更新日：令和8年10月30日

公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現在は、本連盟の定款に定められた目的を果たすため、同じく定款に定められた事業を実施している。中期事業計画は公表していないが、策定は開始している。 2022年から有識者と外部コンサルと協働し作成したミッション、ビジョン、バリュー(MVV）は、本連盟の存在意義を言語化したものであり、内向きなものであるため、外向きの発信力とMVVを稼働させる仕掛けとして、「スローガンの設定」や「ロゴのリニューアル」を行ない本連盟の目指す未来（GOAL）を設定し、2025年10月31日開催の100周年記念式典で発表し、ホームページで公開した。 中長期基本計画は、2027年7月31日までに策定し公表する。	1．定款 2．SAJ_BRAND BOOK
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	上記の中期事業計画に含めて策定する考えであるため、2027年7月31日までに策定し公表する。	なし
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	上記の中期事業計画に含めて策定する考えであるため、2027年7月31日までに策定し公表する。	なし
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事、女性理事の目標割合については、目標割合を規程に定めている。役員候補者選考委員会が達成に向け理事の選考をおこなっている。役員候補者選考委員は、「中央競技団体ガバナンスコード」並びに「役員候補者選考方法当に関する規程」を理解した上で理事を選考している。 外部理事の割合についてはすでに目標割合は達成している。女性理事の割合については、現状25％以上となっており40％は達成できていない。	1．定款 3．役員候補者選考方法等に関する規程 4．役員名簿
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員の構成における多様性の確保については、2027年7月31日までに目標割合を設定し、具体的な方策として加盟団体等にご説明の上、次期評議員の改正前に公表する。	1．定款 5．評議員及び役員選任規則 6．評議員名簿
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会は設置できている。委員の選任については、協議する内容や多様性を意識し性別や競技・種目等のバランスに留意している。 アスリート委員会の意見を組織運営に反映させる方法等については「アスリート委員会規程」においてアスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。と定められている。委員と役員が協議する機会を設定し、必要に応じて理事会に答申又は報告する機会は設定されている。	7-1. アスリート委員会規程 7-2. アスリート委員名簿 7-3 .アスリート委員会活動資料
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	中央競技団体としての適正な規模とは何かを検討する必要があるが、現行は、理事25名、監事３名で構成している。会議においても、出席した理事、監事に対し、発言する機会を十分に設けており、活発な議論がなされている。理事会は適正に機能してると考えられる。	4．役員名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「役員の定年に関する規程」において、役員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、選任時において、国際スキー・スノーボード連盟、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会の役員に就任している場合は、この限りではない。と定めている。ただし以降の例外部分については、2026年12月理事会改訂を検討する。	8．役員の定年及び再任に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	原則として10年を超えて在任することのないよう、当該規約規程を改正した（2023年９月29日理事会）。 原則外として、ガバナンスコードの補足説明に記載の特例を意図した対応が可能な内容にしている。	５. 評議員及び役員選任規則 ８. 役員の定年及び再任に関する規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 2026年10月17日の役員改選において、理事１名に関して、例外措置を講じた。2030年オリンピック冬季競技大会に向けて、中央競技団体の主要目的であるメダル獲得のため、求心力となる人材が不可欠であること。また、自己財源確保のためのスポンサーセールスにおいて、本連盟の魅力やイメージをを効果的に伝え稼働している人材が、再任されないことは団体運営上支障をきたすため、役員候補者選考委員会が例外措置に適合すると判断した。また、評議員会でもその意図が説明され、理事として承認された。	４. 役員名簿 4-2.　評議員会議事録
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「役員候補者選考方法等に関する規程」において、役員を選考する委員会の設置を定めている。委員会の構成は評議員５名、役員４名の合計９名としたのはガバナンスコードに従い有識者を含めるためである。これまでも構成メンバーである役員は、女性委員を配置したり、定年等により次期候補者になり得ない者などを配置し透明性の確保に配慮している。	３. 役員候補者選考方法等に関する規程 ４. 役員名簿 4-2.　評議員会議事録
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために、会員登録規程、役職員等倫理規程 、競技者等行動規範、公認スキー指導者規程、懲戒処分規程、強化指定選手等行動規範、事務局一般職員就業規則、事務局契約・嘱託・臨時職員就業規則、育児・介護休業取扱規程等の規程を整備している。	９. 会員登録規程 10. 役職員等倫理規程 11. 競技者等行動規範 12. 公認スキー指導者規程 13. 懲戒処分規程 14. 強化指定選手等行動規範 15. 事務局一般職員就業規則 16. 事務局契約・嘱託・臨時職員就業規則 17. 育児・介護休業取扱規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、定款、組織規程別表付き、加盟団体規程、会員登録規程、運営規則、職務権限規程【別表付き】、事務局規程を整備している。	１. 定款 18. 組織規程 19. 加盟団体規程 20. 会員登録規程 21. 運営規則 22. 職務権限規程 23. 事務局規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程として、定款、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程【基本方針付き】、文書取扱要領を整備している。	１. 定款 24. 個人情報保護方針 25. 特定個人情報取扱規程 26. 文書取扱要領
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程として、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」及び「事務局職員給与規程」を整備している。	27. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 28. 事務局職員給与規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程として、定款、特定費用準備資金等取扱規程 、会計事務処理規程を整備している。	１. 定款 29. 公益充実資金等取扱規程 30. 会計事務規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程として、加盟団体規程、会員登録規程、マーケティング・広報委員会規程、公認規程、各種公認・登録料金一覧表、賛助会員規程、パーソナルスポンサー規程を整備している。	19. 加盟団体規程 ９. 会員登録規程 31.マーケティング・広報委員会規程 32. 公認規程 33. 各種公認・登録料金一覧表 34. 賛助会員規程 37. パーソナルスポンサー規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化指定選手等の選考に関しては、「強化選手等に関する規程」に記載のとおり、競技本部において基準を作成し、理事会承認すると共にこの基準に基づき選出された選手も理事会承認している。 また、その基準は、事前に公開されており選手はその内容を知ることができる環境にある。 強化指定選手の選考基準及び国際主要大会参戦基準(日本代表としての選考基準）はホームページに掲載している。 選手の権利保護に関しては、「強化指定選手等行動規範」及び「パーソナルスポンサー規程」等を整備しており、選手個人のSNSの活用や個人スポンサーの獲得について選手の権利を認めている。	35. 強化指定選手等に関する規程 14. 強化指定選手等行動規範 36. 強化指定選手選考基準 37. パーソナルスポンサー規程 57. 第 25 回オリンピック冬季競技大会（2026／ミラノ・コルティナ） 選手派遣基本方針 58. 第 25 回オリンピック冬季競技大会（2026／ミラノ・コルティナ）派遣推薦基準
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	競技大会毎の審判員を選考するための規程は整備されていないものの、審判員となれる資格を取得するための検定制度があり、当該規程が整備されており、公認大会カレンダー決定後に審判員の選考配置を行っている。 国際競技会においては、国際スキー・スノーボード連盟(FIS)の定めるICRに基づき審判員は配置されている。 国内においても各種検定会、バッジテスト等の基準を定められており、そのための審判員の規程が整備されている。	38. 公認技術代表規程 39. 公認計算員規程 40. 公認国内飛型審判員規程 41. ジャンプ国内技術代表及びアシスタント技術代表規程 42. 公認旗門審判員規程 43. 公認セッター規程 51. フリースタイル公認技術代表規程 52. スノーボード公認技術代表規程 53. 公認フリースタイル審判員規程 54. 公認スノーボード審判員規程 55. 公認スキー検定員規程 56. 公認スノーボード検定員規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家と顧問契約等を締結し、日常的に相談や問い合わせができる体制が確保できている。 役員選考の際、各種専門家が選考できる様、「役員候補者選考方法等に関する規程」において有識者理事候補者の選考が定められている。また、同規程を改正し（2023年10月22日　評議員会）、役員候補者の選考要件を更に具体化（法務、会計、財務、政・財・官界、学術、経営等）した。	３. 役員候補者選考方法等に関する規程 59.顧問契約書(弁護士) 61.業務委託契約書(税理士) 4.役員名簿
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会は設置されている。女性委員として弁護士資格の委員を配置している。 コンプライアンス委員会は、対象者（懲戒処分規程第２条に定める者）による本連盟の規程違反の有無、対象者に対する懲戒処分に関する事項、スポーツ仲裁に関する事項、その他本連盟のコンプライアンスに関する事項を審議及び調査し、審議の結果を委員会の意見として理事会に答申している。また、必要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することで公平、公正な体制をとっている。	44. コンプライアンス委員会規程 45.コンプライアンス委員名簿 75.コンプライアンス委員会開催通知
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会規程において、コンプライアンス委員会は、理事によって構成されることとなっている。ただし、必要に応じて、理事以外の有識者を選任できることになっている。現在、弁護士の理事を１名委員として配置している。	45. コンプライアンス委員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	事務局職員を含めた役職員向けのコンプライアンス研修は2025年から実施しており、年1回以上研修会を開催している。 ①令和6年度第1回ガバナンス研修会 日時　令和6年1月29日(月) 17：30～18：30 場所　SAJ事務局からのオンライン 対象　評議員・理事・監事 テーマ　スポーツガバナンスコードの基礎 ②令和8年度第1回コンプライアンス研修会 日時　令和7年8月18日(月) 18：00～19：30 場所　JSOS会議室からのオンライン 対象　理事・監事、事務局職員 テーマ　理事の利益相反取引について ③令和9年度ガバナンス研修会 日時　令和8年8月21日(金)16：30～18：00 場所　SAJ事務局からのオンライン 対象　理事・監事、事務局職員 テーマ　選手選考のガバナンスについて	62.令和6年度第1回ガバナンス研修会開催通知 63. 令和８年度第１回コンプライアンス研修会開催通知 64. 令和9年度ガバナンス研修会開催通知
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及びコーチに対しては、定期的にインテグリティ研修やコンプライアンス研修会を開催している。 ①令和6 年度 第1 回競技本部全体ミーティング 日にち　令和5 年8 月10 日 場所　SAJ 事務局会議室からのハイブリッド型オンラインミーティング 対象　競技本部理事 、ナショナルチームヘッドコーチ 、技術運営部各委員会委員長 情報・医・科学部長 ②SAJコーチカンファレンス2024 Kick off 日にち　2024年7月12日～13日 場所　国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟・研修室 対象　ナショナルチーム強化スタッフ、理事、事務局職員、アスリート委員、コンプライアンス委員 ③SAJコーチカンファレンス2025 日にち　2025年6月19日～20日 対象　ナショナルチームヘッドコーチ、セクレタリー、業務委託契約をしている強化スタッフ、競技本部理事、事務局職員 ④SAJ強化指定選手インテグリティ研修会 日にち　2025年8月25日～27日 場所　オンライン 対象　2025/2026シーズン強化指定選手 ⑤SAJコーチカンファレンス2026 日にち　2026年6月21～23日 場所　国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟・研修室 対象　ナショナルチームヘッドコーチ・チーフコーチ・セクレタリー・スタッフ、競技本部理事	65. 令和6年度第1回競技本部全体ミーティング開催通知 66. SAJコーチカンファレンス2024の開催通知 67. SAJコーチカンファレンス2025の開催通知 68. SAJ強化指定選手インテグリティ研修会開催通知 69. SAJコーチカンファレンス2026の開催通知
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員に特化したコンプライアンス教育のプログラムはないが、各種検定会、研修会を通じ、審判員向け（資格者向け）のコンプライアンス研修をおこなっている。 ＜参考・ICR（国際競技規則）に記載してイルコンプライアンス徹達の内容＞ 1. インテグリティ(不正防止・賭博・ドーピング) 賭博の禁止(205.8条):競技者、コーチ、チーム役員、競技役員は、自分が関わる競技会の結果に賭けることが禁じられています。詳細は別途「競技会の不正操作防止に関するFIS規則」に委ねられています。ドーピングの禁止(205.2条、221.3～221.4条):ドーピングは禁止され、違反はFISアンチドーピング規則に基づいて処分されます。FIS競技会では競技外も含めてドーピングコントロールが行われる可能性があります。なお、ICRの制裁手続き(223～224条)はドーピング違反には適用されず(224.18条)、アンチドーピング規則側で扱われます。CASの管轄の承諾(203.2.1条):各国連盟は、ライセンス登録した競技者全員がFIS規則、特にドーピング事案でスポーツ仲裁裁判所(CAS)が独占的な上訴機関となる条項を承諾していることを保証しなければなりません。賭博会社のスポンサーシップ(206.7条):商業賭博運営会社にはタイトル/プレゼンティングスポンサー権は与えられません。イベントスポンサーやビブ広告は認められますが、その会社がスポーツの不正に積極的に対抗していることがFIS承認の条件です。禁止用具・物質(222.7～222.8条):酸素ボンベ、低酸素/高酸素テント、全身凍結療法の装置などを会場に持ち込むことが禁じられ、順守させる責任は各国連盟にあります。再発時は競技者の失格もあり得ます。フッ素入りワックスは全レベルで禁止され、使用すれば失格です。 2. 競技者の資格・登録の適正性 ライセンス発行の条件(203.3条):パスポートによる国籍証明と競技者宣誓書への署名が必要で、未成年者は保護者の署名も必要です。所属国変更(203.5条):国籍・居住要件や前所属連盟の同意が必要で、提出書類が虚偽だった場合、FIS理事会は競技者と新所属連盟に罰則を科します(203.5.5条)。ライセンスを発行してはならない者(204.1条):不品行・スポーツマンらしからぬ行為があった者、医事規定やアンチドーピング規則を守らなかった者、出場への金銭報酬や規定を超える賞を受けた者、無許可で自分の氏名・肖像を広告に使わせた者、宣誓書未署名の者、出場停止中の者などが該当します。開催者の責任(211.3条):資格のない競技者を出場させた開催者は規則違反となり、FIS理事会が処置を講じます。 3. 行動規範・セーフガーディング 安全で虐待のない環境(205条前文):年齢、性別、人種、宗教、性的指向、障害などにかかわらず、競技者は安全で虐待から守られた環境で参加する権利を持ち、FISは加盟国に子どもと若者の福祉を守る方針の策定を推奨しています。礼儀とスポーツマンシップ(205.5条、604.2.1条):競技者は組織委員、ボランティア、役員、一般の人々に対して礼儀正しく振る舞う義務があり、チームキャプテンやコーチもICRとジュリー決定に従い、スポーツマンシップに則って行動しなければなりません。規則を熟知する義務(205.1条):競技者はFIS規則を熟知し、ジュリーの指示に従う義務を負います。開催者は、アクレディテーションを受けた人が競技規則とジュリー決定を受け入れることを保証しなければなりません(211.1.3条)。 4. 広告・スポンサー・肖像権 広告の制限(206.8～206.9条):資格のない者と一緒にFIS競技者の肖像や氏名を使う広告、タバコ・アルコール・麻薬の宣伝への競技者の起用は禁止されています。スポンサー契約の対価は各国連盟やプールに支払われ、競技者が直接受け取ることはできず、FISはいつでも契約書の写しを請求できます。用品の商業表示(207条、220.2条):非現な名前やシンボルは禁止され、広告規定に違反すれば制裁の対象となり、連盟が執行できない場合はFISがライセンスを即時停止できます。サプライヤー等が制限エリア内で広告活動をすることも禁止です。無断の肖像利用への対応(207.2.4条):広告主が競技者の承諾なく氏名や写真を使った場合、競技者は連盟またはFISに委任状を渡して法的措置を取ってもらうことができます。メディア権の利益相反(208.1.4～208.1.5条):アクセスコントロールは非権利保持者による不正を防がなければならず、契約がFIS、各国連盟、開催者の間で利害衝突を生む場合はFIS理事会が検討します。 5. 制裁制度と手続きの公正性 違反の定義(223.1条):競技規則違反、ジュリー指示への不従順、スポーツマンらしからぬ振る舞いが違反とされ、未遂、他者への教唆・助長・助言も違反に含まれます。判断時には故意かどうか、緊急事態によるものかが考慮されます。対象とペナルティー(223.2～223.3条):アクレディテーションを受けた全員と、受けていなくても競技エリア内にいる全員が対象です。戒告、アクレディテーションの取り消し・拒否、10万スイスフラン以下の罰金、失格、出場停止などが科され得ます。罰金は支払命令から8日以内に払う必要があり、連盟が手配した者の罰金は連盟が責任を負います。 適正手続き(224条):違反から72時間以内に手続きが始まらなければ制裁されない時効があり(224.4条)、処分前には弁明の機会が与えられます(224.7条)。決定は書面で記録し、処分は違反と釣り合ったものでなければなりません(224.8～224.9条)。罰金は全額FISユース振興基金に入ります(224.17条)。上訴委員会の中立性(225条):委員は違反者と同じ国の連盟に所属してはならず、偏見がある場合は自ら申告する義務があります。判決が公になるまで守秘義務も課されます。上訴委員会の判断にはCASへの控訴が可能ですが、上訴しても処分の執行は止まりません(225.4条)。制裁違反への加重処分(226条):出場停止中に出場するなど制裁に違反した場合、個人には罰金や一段階重い出場停止(例:2年の出場停止違反で生涯追放)、各国連盟には財政支援の取り消しや加盟権の停止などが科され得ます。 6. 役員の独立性・公平性 TDは原則として開催国連盟のメンバーであってはならず、例外的に同国人を任命する場合も開催クラブや地域連盟のメンバーは除外されます(602.2.4条)。競技者はジュリーになれず(601.4.3.1条)、FISはジュリーやそのメンバーにも制裁を科せます(601.5条)。旗門審判員の判定は公平でなければなりません(662.2条)。	70. 審判員検定会研修会開催通知（令和6年度から令和8年度） 76.ICR
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	組織運営において、専門家のサポートが必要と想定される事項に対して、内部、外部の協力者に、日常的に相談できる体制をとっている。 顧問弁護士、税理士事務所、社労士事務所、産業医・保健師等と契約をしている。 上部団体の法務サポートの相談窓口を設置してくれているため無料で相談できる状況にあり積極的に活用できている。	59.顧問契約書（弁護士） 61. 業務委託契約書（税理士） 71.業務委託契約書（産業医） 72. 業務委託契約書（社会保険事務所）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計事務規程に基づき公平な会計処理を実施している。また、経理業務を複数名で担当し、日常の会計処理におけるチェック機能を持たせている。月次で外部の税理士がチェックをおこなっている。監事３名は、弁護士、税理士、理事経験者で構成し、法務、財務、法人運営の専門家から構成されている。また、外部の監査法人と監査契約を締結し、期中、期末監査を受けている。独立監査人の監査報告書を決算書に添付し公正な会計原則を遵守していることを公表している。	30. 会計事務規程 ４. 役員名簿 74. 令和7年度事業報告及び決算報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	会計事務規程、公益充実資金等取扱規程に基づき、適正な使用のために求められる法令、ガイドラインを遵守している。	30. 会計事務規程 29. 公益充実資金等取扱規程
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に定められている貸借対照表の他、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画、収書予算書、定款、役員名簿をホームページで公開しており、その他の理事会議事録等の書類は、事務局にていつでも閲覧できる様に整備している。 https://www.ski-japan.or.jp/generals/about/#syushi	なし
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	強化指定選手選考基準、主要大会派遣選手選考基準はホームページに掲載している。 https://www.ski-japan.or.jp/library_cat/game/	なし
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード遵守状況自己説明をホームページで公表している。 https://www.ski-japan.or.jp/generals/about/	なし
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	「役職員倫理規程」において、役職員は、日常の行動について、公私を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。と定めている。また、利益相反とならない様、随意契約の場合においても、取引内容、選択理由等を明確にし、理事会で承認している。 利益相反ポリシーを含んだ利益相反取引に関する規程を制定し運用している。	10. 役職員倫理規程 47. 利益相反取引に関する規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを含んだ利益相反取引に関する規程を制定し運用している。	47. 利益相反取引に関する規程
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度は設けており、規定化され公開している。 通報窓口について、ウェブサイトを通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 https://www.ski-japan.or.jp/general/16717/ 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 通報そのものは、内部通報、外部通報共に担当者を限定しているため、通報内容に関する情報の取扱いについては慎重に取り扱っている。通報する行為として正当であることは、過去の研修等においてNF役職員に周知している。	48. 通報相談処理規程 60 .外部通報相談窓口業務委託契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	外部通報相談窓口は、弁護士事務所に運営を委託しており、通報があった場合、コンプライアンス委員会が調査の上、対応を検討している。 コンプライアンス委員会は、理事によって構成されているが弁護士の理事を含んで構成している。	48. 通報相談処理規程 44. コンプライアンス委員会規程 45. コンプライアンス委員名簿 60 .外部通報相談窓口業務委託契約書
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲戒処分規程等により、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めている。 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を確認できる通報相談処理規程と懲戒処分規程をホームページに掲載している。 https://www.ski-japan.or.jp/general/16717/ コンプライアンス委員会規程の定めにより、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることとなっている。 懲戒処分規程では、処分を行う場合、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を書面にて告知することを記載している。	13. 懲戒処分規程 44. コンプライアンス委員会規程 48. 通報相談処理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分内容を検討するコンプライアンス委員会には、弁護士の理事が含まれており、処分を決定する理事会にも弁護士が含まれている。	44. コンプライアンス委員会規程 45.コンプライアンス委員名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	「会員登録規程」及び「懲戒処分規程」において、異議申し立てとして、本連盟の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って解決するものとする。と定めていることから、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう仲裁自動応諾条項を定めている。 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に限らず、あらゆる決定を広く対象に含んでいる。 上記の通り、申し立て期間については、如何なる制限も設けていない。	9 . 会員登録規程 13. 懲戒処分規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲戒処分規程において、処分を行う場合、処分対象者に対し、スポーツ仲裁の利用が可能であることを書面にて告知することを定めている。	13. 懲戒処分規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理規程と同規程を踏まえた危機管理マニュアルを制定している。 マニュアルについては、2027年7月31日までに一部改訂する。	49. 危機管理規程 50. 危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	危機管理規程と同規程を踏まえた危機管理マニュアルを制定した。同規程と同マニュアルにおいて、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制構築について定めている。過去 4 年間に当該すると考えられる事案はない。	49. 危機管理規程 50. 危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去、不祥事に対し第三者からなる調査委員会を設置した経緯があるが、その際、委員会は弁護士及び有識者で構成し、調査補助業務を弁護士事務所に委託し、調査と報告の独立性及び中立性を確保した。過去 4 年間に当該すると考えられる事案はない。	なし
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等は2027年7月31日までに設定する。	1 . 定款 19. 加盟団体規程
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織等の運営者に対して、意見交換会や研修会を2027年7月31日までに実施する。	なし